

居宅療養管理指導について

1. 本院は、介護保険制度「居宅療養管理指導」の指定実施医療機関です。

「居宅療養管理指導」とは、介護保険制度において要支援・要介護の認定を受けられた方で、通院が困難な方のご自宅（居宅）を訪問し、継続的な医学的管理に基づいて医師が行うものです。

具体的には、従来の医療保険での往診・訪問診療に加えて、次のことを行います。

- (1) 居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）へ、居宅サービス計画の作成等に必要情報を提供します。
- (2) 要介護者または家族の方へ、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言等を行います。
- (3) その他、療養上必要な事項についての指導・助言等を行います。

2. 利用料について

- (1) 訪問診療や往診の際に『居宅療養管理指導費』として、介護保険制度において定められた利用料の1割（500円、または290円）を、月に1ないし2回いただきます。
- (2) 「居宅療養管理指導」に関わる交通費等については、実費をいただきます。

3. その他

- (1) 居宅療養管理指導、その他介護サービスについてご質問・ご要望等がございましたら、本院受付までお申し出ください。

医療機関名

住 所

医師 氏名

上記居宅療養管理指導に同意致します。

住 所

氏 名

代理人氏名

(続柄)